

議第21号

令和5年度高島市水道事業会計予算案

(総則)

第1条 令和5年度高島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	20,354 栓
(2) 年間総給水量	6,412,000 m ³
(3) 1日平均給水量	17,519 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
広瀬南部地区送水ポンプ場新設工事	145,020 千円
広瀬南部送水管布設工事	66,000 千円
南新保地区配水管布設替工事	69,949 千円
打下浄水場送水ポンプ更新工事	19,580 千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			1,161,311 千円
第1項 営業収益			777,008 千円
第2項 営業外収益			384,302 千円
第3項 特別利益			1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1, 110, 414 千円
第1項 営業費用	1, 061, 615 千円
第2項 営業外費用	43, 599 千円
第3項 特別損失	3, 200 千円
第4項 予備費	2, 000 千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額313, 155千円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額37, 575千円、過年度分損益勘定留保資金275, 580千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	364, 778 千円
第1項 企業債	267, 000 千円
第2項 出資金	97, 378 千円
第3項 負担金	400 千円

支 出

第1款 資本的支出	677, 933 千円
第1項 建設改良費	428, 258 千円
第2項 企業債償還金	230, 167 千円
第3項 他会計長期借入金償還金	19, 508 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
広瀬南部地区送水ポンプ場新設工事	109,400千円	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金および地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる
南新保地区配水管布設替工事	53,100千円	同上	同上	同上
広瀬南部送水管布設工事	49,800千円	同上	同上	同上
路原浄水場膜処理装置更新工事	25,400千円	同上	同上	同上
マキノ北部水源地1号送水ポンプ更新工事	9,500千円	同上	同上	同上
マキノ中部水源地1号送水ポンプ更新工事	9,400千円	同上	同上	同上
マキノ西浜地先水道配水管布設替設計業務委託	4,100千円	同上	同上	同上
マキノ北部水源地1号取水ポンプ更新工事	2,600千円	同上	同上	同上
荒川浄水場No1送水ポンプ更新工事	2,000千円	同上	同上	同上
マキノ北部水源地3号取水ポンプ更新工事	1,700千円	同上	同上	同上

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 79,318 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,733千円と定める。

令和5年2月21日

高島市長 福井正明